平成28年度事業計画

I 基本方針

- 1 一般財団法人として、在宅療養に関する相談事業を始めとした公益目的支出計画の適正な実施と、訪問看護事業を始めとした事業の安定的な運営に努めます。
- 2 名古屋市における高齢者等の在宅療養の基盤整備に貢献していくため、引き続き、 全社員の資質の向上と人材の育成・確保・定着を図っていきます。
- 3 I Tシステム(SCS21)については、平成30年度の医療・介護報酬の同時 改定に対応していくため、現行システムの見直しとともに、新たなシステムの構 築を進めていきます。
- 4 地域における医療と介護の連携を進める「在宅医療介護連携推進事業」を始め とした関係機関との連携について、引き続き取り組んでいきます。

Ⅱ 主な事業施策

1 訪問看護事業

- (1) 在宅における中重度の要介護者等の療養生活に伴う医療ニーズに適切に対応 するため、「機能強化型訪問看護ステーション」及び「看護体制強化加算」を取 得するなど訪問看護の質の向上に努めていきます。
- (2) 訪問看護ステーションにおけるマンパワー不足を補い、地域で活動できる看護師の人材育成を目的に、新卒看護師の採用・育成のための準備を進めていきます。

2 居宅介護支援事業

(1) 質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、特定事業所加算事業所 の運営を進めるとともに、介護支援専門員研修制度の一部改正に伴い、実習受 入事業所としての基盤を整備していきます。 (2) 地域に密着した居宅介護支援事業を推進し、事業所を統合した区をはじめ、 安定的な事業運営と業務の効率化を進めていきます。

3 いきいき支援センター事業

- (1)地域包括ケアシステムの構築に向けて、総合相談等から把握した個別事例に おける課題や、日々の業務の中で把握した地域における課題を解決するため、 関係機関と連携をとり、地域ケア会議を開催していきます。
- (2) 新たな総合事業への移行を円滑に進め、高齢者が自ら介護予防に取り組んでいるように支援していきます。
- (3) 認知症地域支援体制づくり推進事業をすべてのいきいき支援センターで実施し、認知症に対しての質の高いサービスを提供していきます。

4 在宅療養介護相談事業

- (1) 市民に親しみやすい認知症カフェの運営に努めるとともに、名古屋市における認知症カフェの拡充に寄与するため、新たに開設を希望する方に運営講座を 開設します。
- (2) 大規模商業施設等の協力を得て、市内各所で健康・介護に関する出張相談を 多くの市民の方々に利用していただくために回数の増加を図っていきます。

5 地域包括ケアシステムの構築に向けた対応

- (1) 地域包括ケアシステムの中核となるいきいき支援センターの運営を始め、訪問看護、居宅介護支援、在宅療養介護相談の各事業が密接に連携し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる「地域包括ケアシステム」の構築に適確に対応していきます。
- (2) 地域における医療と介護の連携を進める「在宅医療介護連携推進事業」を始めとした関係機関との連携について、引き続き取り組んでいきます。

6 公益目的支出計画に沿った公益事業の実施

在宅療養のための基盤強化と保健・医療・福祉サービスの水準向上に寄与するめ、引き続き以下の公益事業を実施します。

(1) 名古屋市及び愛知県看護協会に対する特定寄附として、以下の目的のための 寄附を行います。

ア 名古屋市に対しては、看護師の確保対策、看護師の養成及び資質向上の

推進に使用すること及び市民の健康増進に使用すること。

イ 愛知県看護協会に対しては、認定看護師養成講座の運営を始めとする看 護の質の向上のために使用すること。

(2) 在宅療養に関する相談事業等

在宅療養介護相談室(まちかど保健室)の充実を図るとともに、各事業所に おいて、在宅で療養生活を送られている本人や家族などから相談を受け、助言 や社会資源情報の提供などを行います。

(3) 在宅療養講演会等の開催

ア 市民を対象とした、在宅療養講演会を開催します。

イ 保健・医療・福祉関係者を対象に、各種講座等を随時開催します。

(4) 助成事業の実施

在宅療養に有益な調査研究に対し、助成を行います。

7 ITシステムの運用改善と新システムの構築

ITシステム(SCS21)については、訪問看護業務を始めとしたデータの集積と共有等一定の成果を得ることができた。

今後、引き続き運用面での改善を図るとともに、運用コスト・操作面等の課題を解決するため、平成30年度の医療・介護報酬の同時改定時期を見据えて、新たなシステムの構築を進めていきます。

8 その他事業

(1) 公的機関・団体への講師派遣及び病院看護師、看護学生等の教育並びに実地 指導

訪問看護サービスを始めとした事業団の事業を広く宣伝・普及する機会と捉え、引き続き取り組んでいきます。

(2) 改正パートタイム労働法に適確に対応するため、事務パート職員の適正な評価を踏まえ、資質の向上と新しい雇用形態の検討を進めていきます。

《事業》 訪問看護事業および居宅介護支援事業等の実施

1 訪問看護事業

訪問看護による訪問総回数

ア 訪問回数 62,470回 イ 対象者数 (月平均利用者数) 690人 (2) 介護保険法にもとづく訪問看護事業(介護予防訪問看護を含む) ア 訪問回数 110,400回 イ 対象者数 (月平均利用者数) 1,390人 2 居宅介護支援事業等 中・重度者や支援困難ケースに積極的に対応します。 (1) ケアプラン・予防ケアプランの作成 23,500件 11,500件 (内 訳) ① 要介護1・2 要介護3・4・5 10,300件 ② 要支援1・2 1,700件 1,460件 (2) 要介護認定調査の受託 3 いきいき支援センター事業 (1)総合相談支援事業、権利擁護事業 ア 延べ相談件数 18,000件 (2) 認知症地域推進支援体制づくり推進事業 ア 初期集中支援の対象者把握 150人 イ 普及啓発推進事業 100回 (3) 認知症高齢者を介護する家族支援事業 ア 家族教室参加者 410人 イ 認知症サポーター養成講座の開催回数 110回 (4) 介護予防支援事業(総合事業を含む) ア 居宅介護予防支援(要支援1・2) 43,000件 (内 訳) ① 直営分 19,000件 ② 委託分 24,000件 イ 要介護認定調査の受託 1,280件 (5) 二次予防対象者への介護予防ケアマネジメント事業 ア対象者把握 一人 イ 介護予防事業参加者 500人

(1) 健康保険法等にもとづく訪問看護事業